

青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業公募型プロポーザル実施要領

1 目的

青梅市公民連携基本指針（令和元年１１月５日実施）にもとづき民間企業からの提案を受け、標記の機器を設置する事業者を選定するに当たり公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定することを目的とする。

以上の目的を達成するため、当該業務を受託する事業者の選定手続等について定めるものである。

2 事業内容

別紙「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）にもとづき実施する。

3 事業期間

令和７年１１月３０日から令和１２年１１月２９日まで

4 費用負担

事業者は、モニターに掲載する民間企業等広告主を募集することにより得られる収入により、以下の費用を賄うものとし、青梅市は一切の費用を負担しないものとする。

- (1) 機器および設置等にかかる費用および運用にかかる費用、定期保守にかかる費用、事故等にかかる費用、撤去費用、ロール紙等消耗品の費用
- (2) 青梅市の機構改革や災害等のやむを得ない理由により機器等に変更の必要が生じたときの移設または増設に伴う費用
- (3) システムに係る設定費用およびネットワーク使用料
- (4) 発注者設置後の維持管理システム運用に係る費用
- (5) 広告主の募集、広告映像の作成、更新および運用ならびに行政情報映像の作成、機器の更新等に要する費用
- (6) 行政財産使用料および広告モニターの電気料金（実費相当分）については、別途協議とする。

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件を全て

満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (2) 青梅市競争入札参加資格者名簿に登録していること。なお、青梅市競争入札参加資格者名簿に代表者から入札、契約等の法行為を自分の名と責任において行うものとして委任を受けた代理人を登録している場合、その代理人のみが本件にかかる参加申請、企画提案書の提出等を行うことができるとし、代理人以外の者（代表者を含む。）の申請を認めない。
- (3) 青梅市競争入札等参加有資格者指名停止基準（平成 19 年 4 月 1 日実施）の規定による参加停止の措置を受けていないことおよび青梅市契約における暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日実施）の規定による停止措置を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（社会更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項にもとづき校正手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項にもとづき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等をいう。ただし、青梅市長が経営不振の状態を脱したと認めた場合くお除く。）にないこと。

6 スケジュール

実施内容	実施期日
実施要領等配布期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）から 令和 7 年 6 月 23 日（月）まで
参加資格確認申請書等の受付期間	令和 7 年 6 月 13 日（金）から 令和 7 年 6 月 23 日（月）まで
参加資格確認結果通知	令和 7 年 6 月 25 日（水）
現地説明会への参加申込期限	令和 7 年 6 月 27 日（金）まで
現地説明会	令和 7 年 7 月 1 日（火）
質疑締切	令和 7 年 7 月 7 日（月）
質疑回答 青梅市 H P で公表	令和 7 年 7 月 10 日（木）
企画提案書等提出締切	令和 7 年 7 月 18 日（金）
プレゼンテーション実施	令和 7 年 7 月 25 日（金）

選定結果通知	令和 7 年 8 月上旬
協定締結	令和 7 年 9 月 1 日(月)
サービス利用開始日	令和 7 年 1 1 月 3 0 日(日)

7 参加資格確認申請書等の受付および回答

(1) 受付期間

令和 7 年 6 月 1 3 日（金）から令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午後 5 時まで（必着）

(2) 提出書類

ア 参加資格確認申請書（様式第 1 号） 1 部

イ 会社概要（任意様式） 1 部 ※パンフレットも可

(3) 提出方法

直接持参、郵送または電子メールとする。なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 直接持参の場合

土・日曜日および祝日を除く、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時までとする。（正午から午後 1 時までの間を除く。）なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 郵送の場合

一般書留、簡易書留または特定記録郵便のいずれかの方法で送付すること。

なお、郵送する際は事前に電話連絡の上、封筒に「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業公募型プロポーザル参加資格確認申請書」と記載すること。

ウ 電子メールの場合

メールの件名は「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業公募型プロポーザル（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、企画政策課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

(4) 提出先

提出先は、第 2 0 項に定める担当課および連絡先とする。

(5) 参加資格確認申請書に対する回答

令和 7 年 6 月 2 5 日（水）までに、参加資格確認申請書等の提出のあった事業者に対し、様式 1 号に記載するメールアドレス宛に通知を行うものとする。なお、参加資格を認める場合は、指名通知を兼ねるものとする。

8 現地説明会

設置場所の配置等の確認のため現地説明会を行う。参加を希望される事業者は、令和 7 年 6 月 2 7 日（金）午後 5 時までに、参加希望および人数ならびに連絡を電子メールにより提出すること。なお提出先は、第 2 0 項に定める担当課および連絡先とする。

(1) 日時

令和 7 年 7 月 1 日（火）午前 1 0 時から

(2) 場所

青梅市役所本庁舎 1 階フロアー

9 プロポーザルに関する質問等

(1) 質問方法

質問がある場合、所定の様式（様式第 2 号）により、電子メールにより行うこと。それ以外による質問には応じないものとする。

なお、電子メールの件名は「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業公募型プロポーザルに関する質問」とし、文面には事業者名ならびに担当者の所属、氏名および連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）を明記すること。なお、提出先は、第 2 0 項に定める担当課および連絡先とする。

(2) 質問期限

令和 7 年 7 月 7 日（月）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和 7 年 7 月 1 0 日（木）までに市ホームページに掲載する。

10 企画提案書等の提出書類

プロポーザルに参加する者は、次の各書類等を作成し提出すること。

(1) 会社概要書（様式第 3 号） 1 部

(2) 企画提案書

ア 提出部数については、正本は紙媒体で 1 部、副本は電子データ（フ

ファイル形式はPDFとする。)を電子メールで提出とする。正本には、会社名、住所、ロゴマーク等応募者を特定できる情報（以下「会社名等」という。）を表示し、副本には会社名等を表示しないこと。

イ 規格については、原則A4サイズの横書きとし、A3サイズの書面については、A4サイズに折りたたむこと。ページ番号を記載し、ウの(ア)から(オ)までの項目のインデックスを付すこと。

ウ 作成に当たっては、仕様書の内容を踏まえ次の項目を記載すること。

(ア) 維持・管理・緊急時対応の内容

(イ) システムの仕様、特徴、ユニバーサルデザイン等の配慮および行政情報と事業広告等のバランス

(ウ) 設置・運用までの日程、工程および内容

(エ) 類似する業務に関する実績数と実施個所名

(オ) その他応募者が特に強調したいもの

(3) 企画提案書の留意点

ア 企画提案書は、可能な限り両面印刷で提出すること。

イ 使用する文字サイズは、原則として本文中にあっては10ポイント以上、表および図中にあっては、8ポイント以上とする。

ウ その他、必要に応じて追加資料の提出を依頼する可能性あり。

11 企画提案書等の提出期限等

(1) 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

持参、郵送、電子メールとする。

なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。（正午から午後1時までの間を除く。）

なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 電子メールの場合

メールの件名は「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業公募型プロポーザル（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、企画政策課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

(3) 提出先

提出先は、第20項に定める担当課および連絡先とする。

12 参加の辞退

都合により辞退を申し出る場合は次のとおり書面にて参加辞退届出書を提出すること。

なお、参加を辞退した場合も、今後の青梅市の入札・契約等において不利益は生じない。

(1) 提出期間

令和7年7月18日（金）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

参加辞退届出書（様式第4号）を第20項に定める担当課および連絡先まで直接持参、郵送または電子メールにより提出する。なお、ファックスによる提出は受理しない。

ア 持参の場合

土・日曜日および祝日を除く、午前8時30分から午後5時までとする。（正午から午後1時までの間を除く。）

なお、持参する際は事前に電話連絡の上、来庁すること。

イ 電子メールの場合

メールの件名は「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業公募型プロポーザル（企業名）」とすること。

なお、メール送信後、企画政策課へ電話にて送信した旨を連絡すること。

ウ 提出先

提出先は、第20項に定める担当課および連絡先とする。

13 選定方法

透明性および公平性を確保し、適正に事業者を選定するため、「青梅市広告付き自動窓口受付システム機器設置事業者選定委員会」が、企画提案書の審査および評価を実施し、本業務の履行に最も適した事業者を選定する。

14 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

令和 7 年 7 月 2 5 日（金）

(2) 実施場所

青梅市役所 2 階 災害対策本部室

(3) 実施方法

各参加事業者の提案時間は 3 0 分以内とし、提出した提案書の内容をもとに簡潔に説明すること。説明に引き続き、2 0 分程度の質疑応答を実施する。

なお、説明者は 3 名以内とし、本事業の担当予定者が説明すること。

また、パソコン等必要な機材は説明者が用意すること。ただし、プロジェクターおよびスクリーンについては青梅市で用意する。

15 選定結果

選定結果については、令和 7 年 8 月上旬に通知する。

16 選定結果の公表

選定された事業者の商号・名称等の選定結果を、青梅市のホームページで公表する。

17 協定の締結

(1) 選定された受託事業者は、本市と協定の締結条件等に関する協議を行い、協定を締結する。

(2) 選定された受託事業者との協議が不調に終わった場合、または事業を遂行することが困難となる場合には、次点とされた事業者と協議を行い、協議が整った場合は当該事業の実施にかかる協定を締結することとする。

(3) 協定の締結に際し、事前に、「5 参加資格要件」を満たすことを示す書類の提示を求める。

また、受託の辞退等により青梅市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。

18 参加の無効について

(1) 談合その他の不正行為が行われたと認められるもの

(2) 指定する提出期限後に提出したもの

(3) 必要な提出書類が揃っていないもの

(4) 提出書類に虚偽の記載が認められるもの

(5) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為があったもの

19 その他

- (1) 企画提案については、1者につき1提案とする。
- (2) 提出書類は、一切返却しない。
- (3) プロポーザルの参加に必要な費用の一切は、参加者の負担とする。
- (4) 審査内容および審査経過は、公表しない。
- (5) 審査結果についての異議申立ては、認めない。
- (6) 提出書類については、青梅市情報公開条例（平成30年条例第31号）にもとづき公開対象となる。
- (7) 本プロポーザルにかかる仕様書等は、本プロポーザルにかかる目的以外に使用することを禁じる。
- (8) プロポーザル参加事業者が1者であっても、審査を行い審査基準を満たしていれば受託候補者として選定する。

20 担当者および連絡先

住 所 青梅市東青梅1丁目11番地の1

担当課 青梅市企画部企画政策課

電 話 0428-22-1111（内線2422）

電子メール div0120@city.ome.lg.jp